

設立趣旨書

1 趣 旨

2011年制定のスポーツ基本法に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全て人々の権利」と謳われ、日本でもスポーツがすべての人々の基本的な権利であることが明確になった。2020年東京オリンピック・パラリンピックを前に、トップアスリートだけでなく市民がスポーツを楽しむ環境も整備、改善が進んでいるが、十分な環境が提供されていない競技もまだ多数存在している。

女子サッカーは、なでしこジャパンの活躍もあり、競技者増、競技レベルの向上が顕著で、能力ある小学生女子は、男子チームでプレーが可能であり、高校の女子サッカー部も増えている。しかしながら、中学生年代の女子にとってのプレー環境は不十分であり、子どもから大人まで一貫してプレーを楽しむことができるサッカークラブの必要性が一層高まっている。

芦屋市体育協会では、女子チーム・クラブのインキュベーション事業として、AC芦屋ユナイテッドで女子サッカーカテゴリーを運営している。芦屋市に隣接する神戸市東灘区では、小学生年代で神戸コスモFC女子チームなどが日本代表選手を輩出するなど活発に活動している。また、神戸FC、ヴィッセル神戸、親和女子大、日本サッカー協会や兵庫県、神戸市サッカー協会などで指導歴豊富な加藤寛は、2018年4月に株式会社スポーツシューレこうべを設立し、六甲アイランドで女子サッカー専用スクールをスタートさせた。

この度、日本の様々なスポーツ発祥の地である神戸市をふくむ阪神地域において、育成年代の女子サッカー環境に問題意識をもち、普及活動を推進する市民が中心となり、地域コミュニティを基盤としたサッカークラブを設立する。設立当初は、育成年代の女子サッカーを対象とするが、今後は学校や行政、非営利団体、民間企業などと連携し、サッカーだけでなく多種目、多世代の人達を対象として、個人、チームの能力を高め、感動や歓喜を地域の人々と共有し、こころの絆を深め、地域の豊かで健やかなライフスタイルづくりに寄与することを目指す。

上記を実現するにあたっては、様々な社会的責任を担っていくことが必要であるために法人格を取得し、「特定非営利活動法人阪神ユナイテッド」を設立する。

2 申請に至るまでの経過

平成 29 年 4 月	芦屋市体育協会の事業として女子サッカースクールを開設 女子トレセンを立ち上げ、中央公園、総合公園で活動
平成 30 年 9 月 2 日	第 1 回設立準備会議
平成 30 年 9 月 23 日	第 2 回設立準備会議
平成 30 年 10 月 3 日	第 3 回設立準備会議
平成 30 年 10 月 19 日	第 4 回設立準備会議
平成 30 年 11 月 6 日	設立総会を開催

平成 30 年 11 月 6 日

特定非営利活動法人阪神ユナイテッド
設立代表者 神戸市灘区六甲台町 7 番 25 号六甲台パークハイツ 501 号
加藤 寛